

平成 年 月 日

住宅防音工事希望届

- 防音工事（一挙防音工事 追加防音工事 防音区画改善工事 外郭防音工事）
 空気調和機器機能復旧工事
 防音建具機能復旧工事 を希望します。

（フリガナ） 工事希望者の氏名	（ ） 印	工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。 <p style="text-align: center;">（はい・いいえ）</p>
工事希望者の住所	〒 - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。</div> 〒 -	
連絡先	Tel （ ）	
建築年月日	年 月 （住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入） 年 月	

※以下の方がお住まいの住宅で、工事を優先的にを行うことを希望する場合は該当箇所を○で囲んでください。

高齢者（ 戸）、乳幼児（ 戸）、小中学生（ 戸）、障害者（ 戸）

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください

- 1 この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。
- 2 防音工事
 - (1) 一挙防音工事
 - 初めて行う住宅防音工事です。
 - 世帯人員＋1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。
 - (2) 追加防音工事
 - 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
 - ※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
 - 世帯人員＋1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
 - 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。
 - (3) 防音区画改善工事
 - バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。

< 裏面 >

- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

(4) 外郭防音工事

- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 85WECPNL以上の区域に所在する住宅及び75WECPNL以上85WECPNL未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造系の集合住宅が対象となります。
- 85WECPNL以上の区域に所在し、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

3 空気調和機器機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

4 防音建具機能復旧工事

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。

5 住宅防音工事については、国の予算状況等から、住宅防音工事希望届の受付に一定の制限を設けています。詳しくは、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。

6 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、地方防衛局が作成する住宅防音工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。
なお、御不明な点は、南関東防衛局へお問い合わせください。

問い合わせ先及び送付先

住宅防音工事希望届は「封書」にて下記宛先までお送りください。

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎内

南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、住宅防音第2課

TEL: 045-211-7113

なお、問い合わせについては、下記の防衛事務所においても行っています。

座間防衛事務所（厚木飛行場）

〒242-0004 神奈川県大和市鶴間1-13-2

TEL: 046-261-4332

浜松防衛事務所（浜松飛行場）

〒430-0929 静岡県浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎内

TEL: 053-453-8958